

消防設備等に係る届出等に関する運用について

消防用設備等の届出にあつては、消防法施行令第36条の2及び「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（平成9年12月5日付消防予第192号。以下「192号通知」という。）によるほか、次によること。

1 消防用設備等のうち、着工届出書が必要ないものの処理について

非常警報設備、漏電火災警報器、誘導灯については、消防法施行令第36条の2の規定による消防設備士でなければ行ってはならない工事から除外されているため、消防機関の関知しないうちに工事を完了し、使用開始時において不適切な状態であるなど問題を生ずることが予想される。

また、非常警報設備（放送設備）については技術上の基準も複雑であることから、事前に図面等で確認し、適正な設置について指導する必要がある。

については、これらの消防用設備を設置等する場合は、次により着工届出書の提出を求めることとする。

- (1) 平面図、配線図等は、必要に応じ添付させること。
- (2) 届出は、工事に着手しようとする10日前まで行うこと。
- (3) 届出様式は、消防法施行規則 別記様式1号の7等を準用し提出するよう指導すること。

2 軽微な工事の範囲について

消防法施行令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等以外の消防用設備についても、工事の内容が下表に該当し、192号通知第11（（1）を除く。）に準じた条件を満たすことができるものについては、軽微な工事として取扱うことができるものとする。

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
非常警報設備（放送設備以外のもの）	既設と同種類のもので、同一警戒区域内に限る。	同一警戒区域内に限る。	すべての構成部品（同種類のものに限る。）
非常警報設備（放送設備）	スピーカー →5個以下（増幅器の取替えを要しないもの）	スピーカー（同一放送区域で音量に支障のない範囲に限る。）	電源部、操作部、増幅器以外の部分
漏電火災警報器	音響装置	僅かな位置の変更	受信機以外の部分
誘導灯	5個以下（同一室内の場合を除く。）	僅かな位置の変更	同種類のもの

別添

消防予第192号
平成9年12月5日
一部改正 令和5年3月30日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

消防用設備等に係る届出等に関する運用について(通知)

消防法(以下「法」という。)第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届、法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届及び法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検報告については、消防法施行令(以下「令」という。)、消防法施行規則(以下「規則」という。)等により、その細目(届出等に係る手続き、提出書類等)が定められている。

一方、消防用設備等に係る届出等については、軽微な工事、重複している添付書類の取扱い等について簡素合理化が求められており、消防庁では、「消防用設備等の検査・点検のあり方検討委員会」において、届出等のあり方について検討を行ってきたところである。

今般、当該検討結果を踏まえ、消防用設備等に係る届出等について、下記のとおり運用することとしたので、その取扱いについて配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

第1 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について

消防用設備等の着工届並びに設置届及び消防検査については、消防用設備等を新たに設置する場合及び既存の消防用設備等の増設、改造等を行う場合を対象としているところであるが、当該消防用設備等に係る工事の区分、内容等に応じ、次のとおり運用することとする(参考)。

1 消防用設備等の着工届について

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届は、別紙1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、別紙1、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、着工届を要しないことができるものとする(軽微な工事又は別紙1、6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く)。

- (1) 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。
- (2) 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（平面図、配管及び配線の系統図）及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。
- (3) 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の6第3項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。

2 消防用設備等の設置届及び消防検査について

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届及び消防検査は、別紙1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、別紙1、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことができるものとする。

- (1) 軽微な工事であっても、設置届を省略することはできないものであること。
- (2) 軽微な工事に係る消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができること（当該軽微な工事又は別紙1、6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。）。
- (3) 軽微な工事に係る事項については、査察等の機会をとらえ、維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適正に設置・維持されていることを確認すること。

3 運用上の留意事項について

前1及び2により運用をするにあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 消防用設備等の「撤去」については、着工届及び設置届を要しないものであるが、防火対象物の関係者から事前に情報提供を求めること等により、その実態を把握することが望ましいこと。
- (2) 消防用設備等に係る軽微な工事については、次によること。
 - ア 消防用設備等に係る軽微な工事については、甲種消防設備士により適切な工事が行われていることを前提に着工届及び消防検査の簡素化を図ったものであること。したがって、法第17条の5の規定による消防設備士の業務独占に係る工事以外の工事については、今回の運用の対象外であること。
 - イ 消防用設備等に係る軽微な工事の範囲については、別紙2に掲げるとおりで

あるが、これらに該当するか否か判断が難しいものにあつては、甲種消防設備士に対して、事前に相談、協議するよう指導すること。

- (3) 甲種消防設備士に対しては、講習等の機会をとらえ、着工届を要する工事の区分、軽微な工事の範囲、工事実施上の留意事項等について、周知されたいこと。

第2 消防用設備等に係る届出等に関する運用について

1 消防用設備等の設置届、着工届及び点検報告について

消防用設備等の設置届、着工届及び点検報告については、原則として消防用設備等ごとに当該設備に係る所要の図書を添えて提出することとされている。

なお、設置届及び着工届の運用については、「設置届及び着工届の添付図書等に関する運用について」(令和5年3月30日付け消防予第196号、消防危第68号)のとおりとする。

2 消防用設備等の点検に係る書類の保存について

- (1) 個々の消防用設備等の点検票を保存しなければならない期間については、原則3年とし、3年を経過したものについては、消防用設備等点検結果総括表、消防用設備等点検者一覧表及び経過一覧表を保存することをもって足りることとする。
- (2) 消防長又は消防署長が適当と認めるときは、3年を経過しない場合であっても、同様の措置を認めてさしつかえないこと。

第3 維持台帳について

第1及び第2により運用を行う場合にあっては、消防用設備等の適切な設置及び維持を担保するため、これまで以上に消防用設備等に係る維持台帳の整備が重要となる。維持台帳は、各消防用設備等ごとに構造、性能等及び設置時からの状態(履歴)を明確にしたもので、おおむね次の図書等を編冊(重複する図書、関連する図書等は、合本することができる。)したものである。消防機関においては、事前相談、届出、査察等の機会をとらえ、設計・施工業者、防火対象物の関係者等に対し、維持台帳の重要性、必要な書類、データ等について周知する必要がある。

- 消防用設備等着工届出書の写し
- 消防用設備等設置届出書の写し
- 消防用設備等試験結果報告書
- 消防用設備等検査済証
- 消防用設備等点検結果報告書の写し
- 点検票(消防用設備等点検結果総括表及び消防用設備等点検者一覧表により代替する場合を含む。)

- 消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表
- 消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等のうち維持管理に必要な書類）
- 現場の状況を補足する写真、試験データ等
- その他必要な書類（法第4条の規定に基づく立入検査時の結果通知書等）

消防用設備等に係る工事の区分

1 新設

防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。

2 増設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

3 移設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

4 取替え

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。

5 改造

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。

6 補修

防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。

7 撤去

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。

軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	① 消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	① 消火栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	① ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ② 補助散水栓箱 → 2個以下で既設と同種類のものに限る。	① ヘッド → 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ② 補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	① ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド → 1の選択弁において2個以内 ② 手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド → 1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ② 手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品

<p>二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備</p>	<p>① ヘッド・配管 (選択弁の二次側に限る。) → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ② ノズル → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③ 移動式の消火設備 → 既設と同種類のもの → 同一室内に限る。 ④ 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 既設と同種類のもの → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>① ヘッド・配管 (選択弁の二次側に限る。) → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ② ノズル → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③ 移動式の消火設備 → 同一室内に限る。 ④ 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>すべての構成部品 → 放射区画に変更のないものに限る。</p>
<p>自動火災報知設備</p>	<p>① 感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下 ② 発信機、ベル、表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一警戒区域内に限る。</p>	<p>① 感知器 → 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ② 発信機、ベル、表示灯 → 同一警戒区域内に限る。</p>	<p>① 感知器 → 10個以下 ② 受信機、中継器 → 7回線を超えるものを除く。 ③ 発信機、ベル、表示灯</p>
<p>ガス漏れ火災警報器</p>	<p>① 検知器 → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>① 検知器 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>受信機を除く。</p>
<p>避難器具 (金属製避難はしご(固定式のものに限る。)) (救助袋)(緩降機)</p>	<p>該当なし</p>	<p>① 本体・取付金具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施工方法に限る。</p>	<p>① 標識 ② 本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。</p>

消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

工事の区分	着工届	設置	
		届出	消防検査
新設	必要	必要	必要
増設 移設 取替え	<p>☆原則として必要</p> <p>☆ただし、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、不要とすることができる。</p> <p>○工事：甲種消防設備士が実施</p> <p>○甲種消防設備士：試験結果報告書等を作成・整備</p> <p>○防火対象物の関係者：経過一覧表への記録、維持台帳の整備・保存等</p>	必要	<p>☆必要</p> <p>☆ただし、別紙2に掲げる軽微な工事にあつては、次により取り扱うことにより、現場確認を省略することができる。</p> <p>○消防機関：査察時等の機会をとらえ、維持台帳の内容及び現場の状況を確認</p>
改造	必要	必要	必要
補修 撤去	不要	不要	不要

※ 詳細については、本通知第1を参照すること。

(参考)

消防用設備等に係る執務資料の送付について(平成10年5月1日付消防予第67号)
(抜粋)

第5 消防用設備等に係る届出等

1 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

(消防用設備等の改修の位置づけ等について)

問20 消防用設備等着工届出書及び消防用設備等設置届出書に掲げる工事の種類のうち「改修」は、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」(平成9年12月5日付け消防予第192号。以下「192号通知」という。)別紙1に掲げる工事の区分のいずれに該当するのか。また、192号通知別紙1に掲げる工事は、消防法(以下「法」という。)第17条の5に掲げる「工事」及び「整備」のいずれに該当するのか。

答 前段 当該工事の内容に応じ、「取替え」又は「改造」に該当する。

後段 「新設」、「増設」、「移設」、「取替え」及び「改造」は「工事」に該当し、「補修」は「整備」に該当する。

(軽微な工事を反復して行う場合の取扱いについて)

問21 1の消防用設備等について、192号通知別紙2に掲げる軽微な工事を反復して行う場合にあっても、1回の工事が軽微な工事の範囲内であれば、着工届を省略できるものとして取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり。

なお、短期間に反復して行われる場合にあっては、その理由、工事工程等を確認しておくことが必要である。

(異なる区分の工事を同時に行う場合の取扱いについて)

問22 自動火災報知設備の感知器10個の移設(軽微な工事に該当)と受信機の改造(軽微な工事に非該当)を同時に行う場合、当該自動火災報知設備について、着工届の省略を認めてよいか。

答 認められない。

問23 屋内消火栓箱2基の増設(軽微な工事に該当)と自動火災報知設備の感知器15個の増設(軽微な工事に非該当)を同時に行う場合、屋内消火栓設備については、着工届の省略を認めてよいか。

答 お見込みのとおり。

(着工届の省略に係る罰則の適用について)

問24 法第17条の5に掲げる消防用設備等の工事については、法第17条の14の規定により着工届が必要とされるが、192号通知第1、1により当該届出が省略された場合にあっては、法第44条第6号の規定(着工届出等の懈怠に係る罰則)は適用され

ないと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

(軽微な工事に係る着工届の受理について)

問 25 軽微な工事に係る着工届が提出された場合、これを受理しないこととしてもよいか。

答 届出が行われた場合には、受理することとされたい。

なお、届出者に対しては、当該届出等の機会を捉え、軽微な工事に係る運用について周知されたい。

(軽微な工事に係る現場確認について)

問 26 軽微な工事に係る消防検査については、192号通知第1、2(2)において、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により行うこととされているが、これらの書類のみでは基準適合性の確認を十分行うことができない場合にあっては、現場確認を行うこととしてよいか。

答 お見込みのとおり。

(軽微な工事に係る消防用設備等検査済証の交付について)

問 27 軽微な工事に係る消防検査について、192号通知第1、2(2)のとおり消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により行った場合にあっては、規則第31条の3第3項の規定に基づき消防用設備等検査済証を交付することができるか。

答 当該検査の結果、消防用設備等が当該技術基準に適合していると認められる場合にあっては、お見込みのとおり。

2 消防用設備等に係る届出等に関する運用

(重複する添付書類の省略について)

問 28 着工届又は設置届に係る添付書類のうち、付近見取図、意匠図(建築平面図、断面図、立面図等)、関係設備共通の非常電源関係図書及び防火対象物の概要表については、192号通知第2において防火対象物単位で提出することができることとされているが、異なる消防用設備等に係る平面図、断面図等についても、同様の取扱いとしてよいか。

答 消防用設備等の区分、配置、配管・配線状況等が明確にされている場合にあっては、お見込みのとおり。

(関係設備共通の非常電源に係る届出者について)

問 29 着工届又は設置届に係る添付書類のうち、関係設備共通の非常電源関係図書については、192号通知第2において防火対象物単位で提出することができることとされているが、この場合における届出者については、どのように取り扱うべきか。

答 原則として、当該非常電源に係る消防用設備等の工事を行う消防設備士が連名で行う必要があるが、電源を供給する主たる消防用設備等の工事に係る消防設備士が代表して行うこととしてもさしつかえない。

(消防用設備等の点検票の保存について)

問 30 消防用設備等の点検票の保存期間については、192号通知第2、3において、消防長又は消防署長が適当と認める場合には3年以内とすることができることとされているが、具体的にはどのような場合が該当するか。

答 例えば、次のような場合があげられる。

- (1) 定期点検が適正に行われ、かつ、1年に1回の報告がなされている特定防火対象物直近の報告以前の点検票の保存を要しない(保存期間1年)。
- (2) 定期点検が適正に行われ、かつ、3年に1回の報告がなされている非特定防火対象物1年を経過したものについては、点検結果総括表、点検者一覧表、経過一覧表等を保存することで、点検票の保存を要しない。